



法テラス江差通信

●お問い合わせ 法テラス江差法律事務所 (第91号)
TEL 050・3383・5563

「遺言のしるし」

今回は、遺言のことについてお話しします。遺言の方式には、民法に定められた、普通方式（自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言）と特別方式（危急時遺言、隔絶地遺言）とありますが、今回は、自筆証書遺言について触れます。

自筆証書遺言とは、ご本人が自らの意思で自身で筆記する遺言をいいます。遺言者が、全文、日付、氏名を自書し、押印することが必要です（民法968条1項）。

また、自筆証書遺言の内容を加除訂正する場合には、遺言者がその場所を指示し、これを変更した旨を付記してこれに署名し、かつ、その変更の場所に押印しなければなりません（同968条2項）。

記載する際には、記載のしかたに注意が必要です。判例によると、例えば、「平成29年11月吉日」と記載された遺言は、日付の記載を欠くとされ、その遺言は無効と判

断されています。遺言書を作成する際には、しっかりと形式を整えないと、無効になってしまう場合があるということです。

日々の生活の中で何かお困りごとがございましたら、是非お気軽にご相談にお越しください。資力によっては、無料でご相談に応じられる場合がございます。また、事前にご連絡いただければ、土日のご相談にも対応いたします。

事前にお電話でご予約いただくと、スムーズにご相談に応じられます。

**ご相談のご予約は
050・3383・5563まで
お電話ください。**

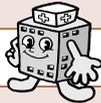
(法テラス江差 弁護士 廣田朋子)



道立江差病院だより ☎52-0036

外来診療体制11月の診療予定

整形外科	午前	月曜日から金曜日
循環器内科	午前 午後	月曜日から金曜日 月曜日と金曜日
消化器内科	午前 午後	月曜日と水曜日と金曜日 月曜日と火曜日と水曜日
呼吸器内科	午前 午後	金曜日(3日祝日のため休診) 木曜日(23日祝日のため休診)
総合診療(外科) 外 科	午前 午後	火曜日と水曜日と木曜日 10日・24日
小児科	午前	月曜日から金曜日 午後からの受診は事前に電話で相談してください
泌尿器科	午前 午後	月曜日から金曜日 水曜日
精神科	午前 午後	月曜日から金曜日 月曜日
産婦人科	午前	月曜日から金曜日
耳鼻咽喉科	午前 午後	1日・7日・8日・15日・16日・21日・22日・29日・30日 15日・29日
眼 科	午前 午後	(予約以外の方は10時までに受付) 9日・30日 1日・15日・29日
皮膚科	午前	火曜日
神経内科		10日・24日



認知症ケア活動

昨年度から、認知症ケアの所定研修を受けた看護職員8人が中心となって、「認知症ケア活動」を行っています。

活動内容は、『入院時から認知症をもつ患者様の持てる力を引き出すこと』、『患者様の人権を守り意思を尊重すること』、『その人らしく生活できるよう退院支援につなげること』について話し合っています。

認知症を持つ患者様は、入院することで今まで生活していた環境との違いに不安が強まり、落ち着きがなくなり、家に帰ろうとしたり、興奮したり、不穏な行動をとってしまう場合があります。

患者様の行動の意味を理解し、看護・医療職チームで統一した認識と接し方をすることによって、安心できる環境であるという印象に繋がり、その人らしい生活を送ることが出来ます。江差病院は「認知症にやさしい病院」を目指します。

『事例紹介』

病室には大きめのカレンダーを掲示していますが、見えなかつたりするので、その患者さんだけの日めくりカレンダーを作ってみました。当日行われる検査の内容や祝い事などを書き込み、イラストなどで華やかにしてみました。患者さんは喜んで使ってくれてその日行われることを気にしてくれるので、認知症でなくとも、便利な取り組みとなりました。

総看護師長 廣野 明美

一休みしたら
13:30~リハビリ室で立
たり歩いたりの練習をし
終ったら水分をしいはい
飲んで下さい。

21:00には、病室の
電気が消え、眠る時間
です。
20:00迄にトイレを
済ませ、
横になって眠る準備を
しましょう。

今日は
9月1日
金曜日
今日は9月
1日
大安です。

診療日は予定であり変更になる場合もあります。事前に病院にご確認の上、受診してください。
※診療受付時間
8時00分~11時30分 (初診の方は、9時00分~)
13時00分~14時30分
※予約受付時間 (定期患者のみ) 13時~16時

